

附帯工作物調査算定要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 附帯工作物の調査及び補償額の算定については、別に定めるもののほか、この要領により行うものとする。

(適用範囲)

第2条 この要領は、原則として、埼玉県県土整備部・都市整備部用地事務取扱要綱（以下「要綱」という。）別記6-1「工作物調査算定要領」第1条第2項の「附帯工作物」の調査算定に適用するものとする。

(用語の定義)

第3条 この要領において「復元」とは、既存の附帯工作物を構成する各部材を再利用することを基本として解体及び撤去し、残地又は残地以外の土地に運搬し、移設することをいう。

2 この要領において「再築」とは、原則として従前と同種同等の附帯工作物を、残地又は残地以外の土地に新設することをいう。

3 この要領において「復元費」とは、附帯工作物の復元に要する費用をいう。

4 この要領において「再築費」とは、附帯工作物の再築に要する費用をいう。

第2章 調査及び調査表等の作成

(調査)

第4条 附帯工作物の調査は、現地における調査を基本とし、必要に応じて聴き取り調査、資料調査に基づき、次の事項について行うものとする。

一 当該権利者が所有し、又は使用する一画の敷地における建物及び附帯工作物の配置状況

二 附帯工作物の種類、構造、形状、寸法、数量、所有者等及び設置（新設）年月

三 その他補償額算定に必要と認められる事項

四 当該権利者が所有し、又は使用する一画の敷地の状況及び附帯工作物の現況が把握できる写真の撮影

2 前項第二号の設置（新設）年月の調査については、固定資産台帳、請負契約書等、施工業者又は所有者からの聴き取り、専門家等の意見等の方法によるものとする。

3 第1項の調査に当たっては、石綿含有建材の使用の有無について、埼玉県県土整備部・都市整備部用地事務取扱要綱別記16石綿調査算定要領により調査を行うものとする。

(調査表)

第5条 附帯工作物の調査表は、前条の調査の結果に基づき、附帯工作物調査表（要綱様式第7号-5）に、次に掲げる項目につき、それぞれ当該各号に定める事項を記載することにより作成するものとする。

一 所在地：附帯工作物の所在地

二 調査年月日：調査を実施した年月日

三 調査者：調査を実施した担当者の氏名

四 整理番号：所有者ごとの番号

五 所有者氏名：附帯工作物の所有者の氏名又は名称

六 所有者住所：附帯工作物の所有者の住所又は主たる事務所の所在地

七 種類・名称：附帯工作物の種類又は名称

八 構造、形状、寸法：附帯工作物の構造、外形寸法（幅×奥行×高さ）等

九 数 量：附帯工作物の数量

十 設置年月：附帯工作物の設置（新設）年月

十一 備考：復元の可否、及びその他参考事項（必要に応じ附帯工作物の所在する土地所有者の氏名又は名称等）

（図面）

第6条 作成する図面の種類は、次のとおりとする。

一 附帯工作物配置図

二 附帯工作物の詳細図

三 写真撮影方向図

2 附帯工作物の図面は、原則として、次により作成するものとする。

一 図面は、附帯工作物の所有者ごとに作成する。

二 図面の大きさは、原則として、日本工業規格A列3判横とする。

三 図面は、原則として、上方が北の方位となるように配置する。

四 図面に表示する記号は、原則として、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条により制定された日本工業規格（JIS）の図記号による。

五 附帯工作物の計測等は次のとおりとする。

イ 長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、少数第3位（少数第4位を四捨五入）とする。ただし、排水管等の長さ等で少数第3位の計測が困難なものは、この限りでない。

ロ 面積に係る計測は、原則として、柱又は壁の中心間で行うこととする。

ハ 構造材、仕上げ材等の厚さ、幅等は、原則として、ミリメートル単位とする。

六 図面等に表示する数値等は、次のとおりとする。

イ 図面等に表示する数値は、前号の計測値を基にミリメートル単位で記入するものとする。

ロ 図面等に表示する面積計算は、イで記入した数値をメートル単位により小数第6位まで算出し、小数第2位（小数第3位切り捨て）までの数値を求めるものとする。

七 配置図は、附帯工作物の種類又は名称ごとに番号を表示し、損失補償算定標準書に記載されている木造建物調査積算要領別添1木造建物図面作成基準（別表）又は同標準書に記載されている非木造建物調査積算要領別添2非木造建物数量積算基準（別表）の配置図の項に掲げるとおりとする。

八 附帯工作物の詳細図は、必要に応じて作成し、構造、外形寸法（幅×奥行き×高さ）等を記載する。

九 写真撮影方向図は、附帯工作物配置図等を基に、撮影の位置、方向及び写真番号を記入する。

十 その他算定に必要となる図面は、適宜作成する。

3 次の事項に掲げる各図面の縮尺は、原則として、当該各号に定める縮尺によるものとし、各図面に該当縮尺を記入する。ただし、これにより難い場合は、この限りでない。

一 附帯工作物配置図：100分の1又は200分の1

二 各附帯工作物の詳細図：50分の1又は100分の1

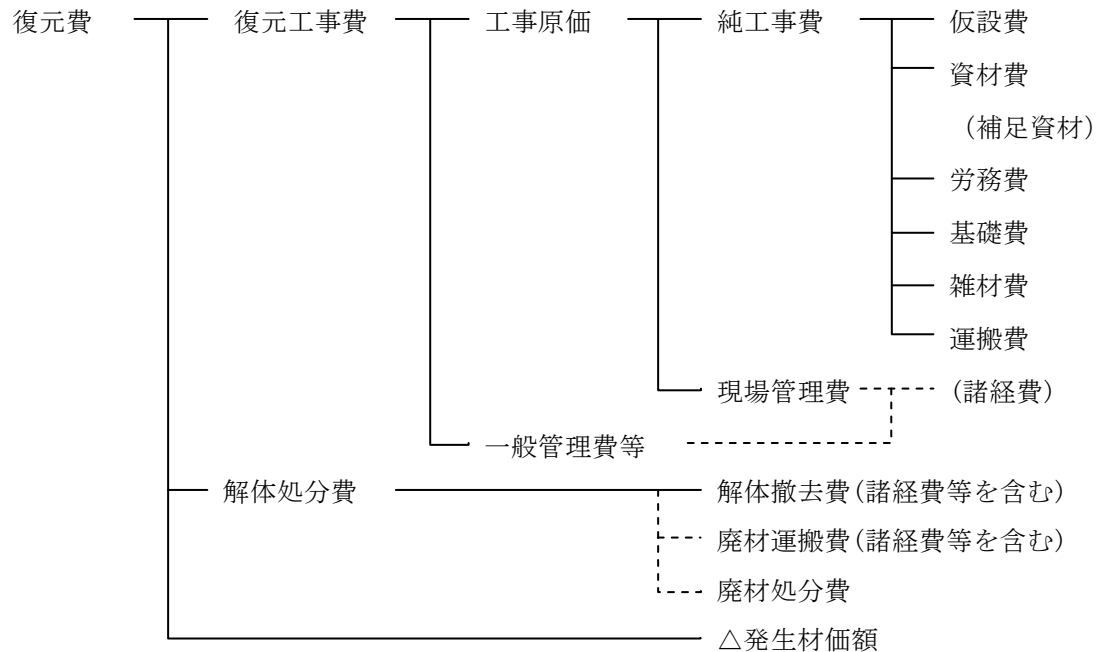
三 写真撮影方向図：100分の1又は200分の1

第3章 算定

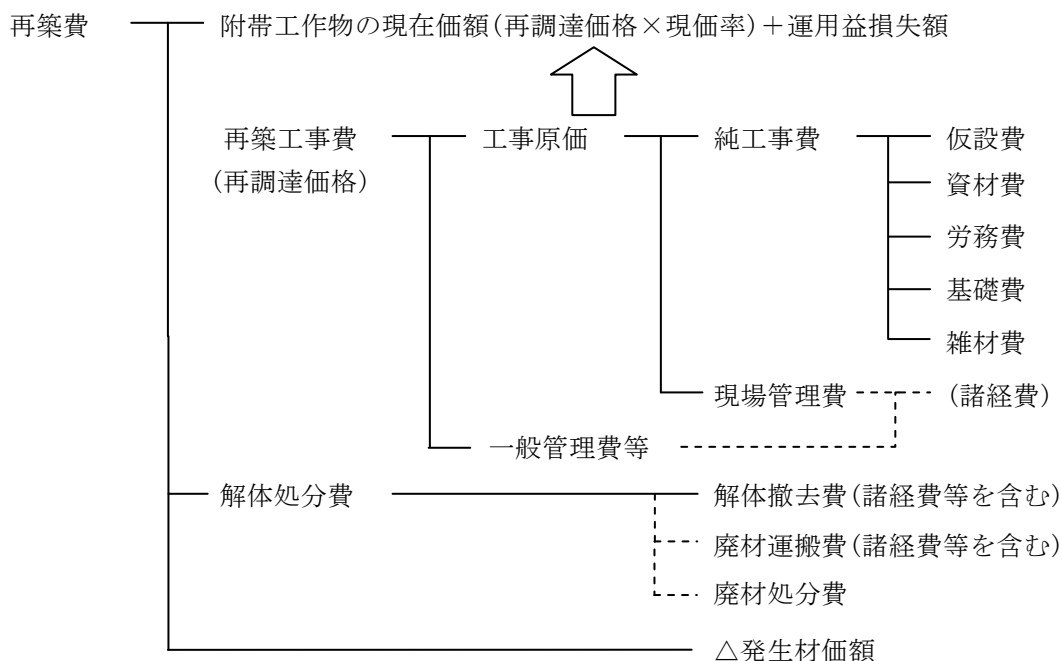
(補償額の構成)

第7条 附帯工作物の復元費及び再築費の構成は、次のとおりとする。

<復元費の構成>



<再築費の構成>



(補償額の算定)

第8条 附帯工作物の復元費及び再築費は、附帯工作物補償額算定書(要綱様式第8号-10)を用いて、次の事項に掲げる式により算定した額とする。

$$\text{一 復元費} = \text{復元工事費 (運搬費を含む。)} + \text{解体処分費} - \text{発生材価額}$$

二 再築費 = 附帯工作物の現在価額 (再調達価格×現価率)

+ 運用益損失額 + 解体処分費 - 発生材価額

2 附帯工作物の現在価額 (再調達価格に現価率を乗じて算定する。) と運用益損失額との合計額は、再調達価格に次式による再築補償率 (小数点以下第四位を四捨五入した数値とする。) を乗じて算定するものとする。

$$\text{再築補償率} = \left(1 - 0.8 \frac{n}{N}\right) + \left(0.8 \times \frac{n}{N}\right) \left\{1 - \frac{1}{(1+r)^{N-n}}\right\}$$

n : 附帯工作物の経過年数

N : 附帯工作物の標準耐用年数 (又は実態的耐用年数)

r : 年利率

一 附帯工作物の経過年数

附帯工作物の経過年数は、既存の附帯工作物の設置 (新設) から補償額算定の時期までの年数をいうものとする。

二 附帯工作物の標準耐用年数

附帯工作物の標準耐用年数は、別表に定める附帯工作物標準耐用年数表を適用して求めるものとする。

なお、標準的耐用年数によることが適当でない認められる場合は、専門家等からの意見を聴取するなど、その他適切な方法により、その附帯工作物のもつ実態的耐用年数を定めることができるものとする。

3 復元費の純工事費は、次に掲げる費用の合計額とし、各費用の計上方法は当該各号に定めるところによる。

一 仮設費 : やりかた、墨出し、仮設足場等に要する費用を必要に応じ計上する。

二 資材費 : 補足を必要とする主要資材・副資材の費用を計上する。

三 労務費 : 復元工事に要する費用を計上する。

四 基礎費 : 基礎工事に要する費用を必要に応じ計上する。

五 雑材費 : 機械、工具類の損料及び消耗材料費を計上する。

六 運搬費 : 再使用材の運搬に要する費用を計上する。

4 再築費の純工事費は、次に掲げる費用の合計額とし、各費用の計上方法は当該各号に定めるところによる。

一 仮設費 : やりかた、墨出し、仮設足場等に要する費用を必要に応じ計上する。

二 資材費 : 主要資材、副資材の費用を計上する。

三 労務費 : 再築工事に要する費用を計上する。

四 基礎費 : 基礎工事に要する費用を必要に応じ計上する。

五 雑材費 : 機械、工具類の損料及び消耗材料費を計上する。

5 解体処分費は、次に掲げる費用の合計額とし、各費用の計上方法は当該各号に定めるところによる。

一 解体撤去費 : 解体撤去に要する費用を計上する。

二 廃材運搬費 : 廃棄物処分場までの廃材の運搬費を計上する。

三 廃材処分費 : 解体撤去で発生した廃材の処分費用を計上する。

6 前項各号に掲げる費用の算定に当たっては、石綿含有建材が存する場合には、当該各号によるほか、埼玉県県土整備部・都市整備部用地事務取扱要綱別記 16 石綿調査算定要領により算定を行うものとする。

7 諸経費は、純工事費及び解体処分費 (廃材処分費を除く。) の各々に、「損失補償算定標準書」記載の附帯工作物の別表 2 諸経费率表による諸経费率を乗じて計上するものとする。

- 8 発生材価額は、解体撤去により発生する市場価値のある発生材について、種別、等級等に区分し、必要に応じ計上するものとする。

別表 附帯工作物標準耐用年数表

(単位：年)

区 分		判 断 基 準	標準耐用年数
1	木製類	主たる構造が木製のもの	31
2	コンクリートブロック類	コンクリート2次製品を主要資材として施工されたもの 主たる構造がコンクリート造のもの	36
3	鉄筋コンクリート類	主たる構造が鉄筋コンクリート造のもの	46
4	石材類	石材を主要資材として施工されたもの 構造が石材のもの	38
5	れんが類	れんがを主要資材として施工されたもの	40
6	鋼製類・アルミ類	主たる構造が金属製（鋼製、鋳鉄製、アルミ製など）のもの	30
7	電気設備等	電気、給排水、衛生、ガス設備関係	32
8	舗装	アスファルト、コンクリート等土間叩きのもの	34
9	井戸	打込井戸	29
		掘井戸	72

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成23年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領施行の際、現に土地等の権利者等と損失の補償等について協議中の事項については、なお従前の例によることができるものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

ただし、第4条第3項及び第8条第6項については、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。